

教育委員会 4 月定例会

教育長報告（3）

臨時代理の報告について（藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について）

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により，次のとおり臨時に代理したので，同条第 2 項の規定により報告する。

2016 年（平成 28 年）4 月 20 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉 田 早 苗

#### 臨 時 代 理 書

緊急やむを得ない事情があるので，藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により，藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について，次のとおり臨時に代理する。

2016 年（平成 28 年）3 月 31 日

藤沢市教育委員会

教育長 吉 田 早 苗

提出する議案

別紙のとおり

## 参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、前条各号（次条各号に規定する事項を除く。）に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した場合において、当該代理に係る理由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程を次のように改正する。

2016年（平成28年）3月31日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

1 改正する規程

別紙のとおり

2 施行期日

平成28年4月1日

提案理由

この規程を提出したのは、藤澤浮世絵館の設置に伴い、生涯学習部職員に補助執行させる事務に関する規定の整備を行う必要による。

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年3月31日

藤沢市教育委員会

委員長 小竹伊津子

藤沢市教育委員会訓令甲第2号

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程（昭和42年藤沢市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項に次の1号を加える。

(3) 藤澤浮世絵館（藤沢市藤澤浮世絵館条例（平成28年藤沢市条例第46号）第1条の規定に基づき設置された藤澤浮世絵館をいう。以下同じ。）に関するこ  
と。

別表第1 郷土歴史課の項に次のように加える。

藤澤浮世絵館	藤澤浮世絵館の管理運営	課長		
	藤澤浮世絵館運営委員会の庶務	課長		

別表第2 生涯学習部の項生涯学習総務課の項の次に次のように加える。

郷土歴史課	藤澤浮世絵館
-------	--------

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程(昭和42年教育委員会訓令甲第1号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(生涯学習部職員に補助執行させる事務)</p> <p>第6条 委員会は、次に掲げる事務を藤沢市生涯学習部長(以下「生涯学習部長」という。)及び生涯学習総務課の職員(藤沢公民館及び村岡公民館の職員を除く。)に補助執行させるものとする。</p> <p>(1) 社会教育事業に係る企画及び実施</p> <p>(2) 社会教育関係団体に関すること。</p> <p>(3) 社会教育委員会議の庶務</p> <p>(4) 公民館の総括に関すること。</p> <p>(5) 生涯学習部の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>2 委員会は、次に掲げる事務を生涯学習部長及び郷土歴史課の職員に補助執行させるものとする。</p> <p>(1) 文化財保護に関すること。</p> <p>(2) 歴史資料の整理保管及び公開活用</p> <p><u>(3) 藤澤浮世絵館（藤沢市藤澤浮世絵館条例（平成28年藤沢市条例第号）第1条の規定に基づき設置された藤澤浮世絵館をいう。以下同じ。）に関すること。</u></p> <p>6 第1項から前項までの規定により補助執行させる事務の決裁については、別表第1に定めるもののほか、藤沢市教育委員会事務局組織等規則</p>	<p>(生涯学習部職員に補助執行させる事務)</p> <p>第6条 委員会は、次に掲げる事務を藤沢市生涯学習部長(以下「生涯学習部長」という。)及び生涯学習総務課の職員(藤沢公民館及び村岡公民館の職員を除く。)に補助執行させるものとする。</p> <p>(1) 社会教育事業に係る企画及び実施</p> <p>(2) 社会教育関係団体に関すること。</p> <p>(3) 社会教育委員会議の庶務</p> <p>(4) 公民館の総括に関すること。</p> <p>(5) 生涯学習部の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>2 委員会は、次に掲げる事務を生涯学習部長及び郷土歴史課の職員に補助執行させるものとする。</p> <p>(1) 文化財保護に関すること。</p> <p>(2) 歴史資料の整理保管及び公開活用</p> <p>6 第1項から前項までの規定により補助執行させる事務の決裁については、別表第1に定めるもののほか、藤沢市教育委員会事務局組織等規則</p>

(平成12年教委規則第3号)第8条及び第9条のとおりとする。

(教育機関等の組織)

第8条 前3条の規定により補助執行させる事務に係る教育機関の組織上の所属は、別表第2のとおりとする。

別表第1(第6条関係)

【別記1 参照】

別表第2(第8条関係)

【別記2 参照】

(平成12年教委規則第3号)第8条及び第9条のとおりとする。

(教育機関等の組織)

第8条 前3条の規定により補助執行させる事務に係る教育機関の組織上の所属は、別表第2のとおりとする。

別表第1(第6条関係)

【別記1 参照】

別表第2(第8条関係)

【別記2 参照】

【別記1 別表第1(第6条関係)】

改正後 (案)

課名	事務の種類	決裁事項	決裁区分	合議	備考
郷土歴史課	文化財	文化財の保護及び普及	課長		
		国・県指定文化財現状変更の意見具申	教育長		
		史跡名勝天然記念物の軽微な現状変更等の許可, 取消, 停止命令	課長		
		埋蔵文化財保護の指導及び調整	課長		
		文化財保護委員会の庶務	課長		
	公開活用	資料等の公開活用に関する基本計画の策定	部長		
		公開活用の企画及び実施	課長		
		出版物の編集及び発行	課長		
	歴史資料展示施設	展示施設の建設計画	部長		
		展示施設の調査研究, 情報収集及び分析等	課長		
	歴史資料の収集・調査研究・ 整理保管	歴史資料等の収集, 調査研究・整理保管の基本計画の策定	部長		
		藤沢の歴史等に関する資料収集, 調査研究及び整理保管等	課長		
	歴史資料の貸出	歴史資料等の貸出, 掲載	課長		
	藤澤浮世絵館	藤澤浮世絵館の管理運営	課長		
		藤澤浮世絵館運営委員会の庶務	課長		

現行

課名	事務の種類	決裁事項	決裁区分	合議	備考
郷土歴史課	文化財	文化財の保護及び普及	課長		
		国・県指定文化財現状変更の意見具申	教育長		
		史跡名勝天然記念物の軽微な現状変更等の許可，取消， 停止命令	課長		
		埋蔵文化財保護の指導及び調整	課長		
		文化財保護委員会の庶務	課長		
	公開活用	資料等の公開活用に関する基本計画の策定	部長		
		公開活用の企画及び実施	課長		
		出版物の編集及び発行	課長		
	歴史資料展示施設	展示施設の建設計画	部長		
		展示施設の調査研究，情報収集及び分析等	課長		
	歴史資料の収集・調査研究・ 整理保管	歴史資料等の収集，調査研究・整理保管の基本計画の策定	部長		
		藤沢の歴史等に関する資料収集，調査研究及び整理保管等	課長		
	歴史資料の貸出	歴史資料等の貸出，掲載	課長		



【別記2 別表第2(第8条関係)】

改正後 (案)

所属		教育機関
生涯学習部	生涯学習総務課	公民館
	<u>郷土歴史課</u>	<u>藤澤浮世絵館</u>
	文化芸術課	市民ギャラリー アートスペース
	総合市民図書館	図書館(藤沢市図書館に関する条例(昭和61年藤沢市条例第36号)第1条の規定に基づき設置された図書館をいう。)

現行

所属		教育機関
生涯学習部	生涯学習総務課	公民館
	文化芸術課	市民ギャラリー アートスペース
	総合市民図書館	図書館(藤沢市図書館に関する条例(昭和61年藤沢市条例第36号)第1条の規定に基づき設置された図書館をいう。)